

流山市広告物審議会市民委員公募要領

令和 7 年 4 月 2 1 日募集

本市では、広告物等に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として流山市広告物審議会（以下「審議会」といいます。）を設置しています。本審議会は「学識経験者」、「屋外広告業を営む者」、「関係行政機関の職員」、「市民等」等で構成しています。

このうち「市民等」について、募集するものです。

1 審議会の所掌事務

- （１）流山市広告物条例に規定される規則で定める基準等について、意見を述べること。
- （２）良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、特にやむを得ないものについて、審議を行うこと。
- （３）その他市長が特に必要と認める事項について、調査及び審議を行うこと。

2 審議会委員の身分

非常勤特別職（地方自治法第 2 0 2 条の 3 第 2 号及び地方公務員法第 3 条第 1 項第 3 号の規定による）

3 公募者数

1 名

4 応募の方法等

- （１）応募の資格（次のいずれにも該当すること）

ア 流山市（以下、「市」という。）内に住民登録又は外国人登録をしている者で、引き続き 1 年以上市内に居住している者

イ 年齢が、募集締め切り日の時点で、満 1 8 歳以上の者

ウ 市の広告物等に関心があり、積極的に関与する意思のある者

エ 市の他の審議会等の委員でない者

オ 市の議員及び職員でない者

- （２）応募期間

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）から同年 5 月 1 2 日（月）（必着）

- （３）応募方法

次に掲げる事項を書面に記載し郵送、持参又は電子メールで提出してください。

- ア 市民委員として参画しようとする応募理由
- イ 氏名
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 現住所及び居住年数
- カ 電話番号
- キ 電子メールアドレス
- ク 小論文「良好な景観に寄与する広告物の在り方について」
(800字以上1,600字以内)

5 選考方法

- (1) 一次選考 小論文等についての書類選考
- (2) 二次選考 選考委員会面接による選考

6 選考日程

- (1) 一次選考結果通知 令和7年6月中旬(予定)
- (2) 二次選考 令和7年7月中旬(予定)
- (3) 二次選考結果通知 令和7年7月下旬(予定)
- (4) 委嘱 令和7年8月上旬(予定)

7 報酬

日額7,200円(流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。)

8 任期及び開催回数

- (1) 令和9年3月31日まで
- (2) 委員会は年1～2回程度、原則として平日の日中に開催します。

9 その他

- (1) 採用者は、市ホームページで氏名を掲載させていただきます。
- (2) 選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。
- (3) 応募書類等は返却しません。

10 応募及び問い合わせ先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所まちづくり推進部都市計画課(市役所第1庁舎3階)
電話04-7150-6087